

件 名	4号機 運転員専用入退域室の扉（管理区域境界扉）の未施錠について
通報日	2026年 8月10日
概 要	<u>（8月10日）</u> <第一報 最終報> 2026年7月6日、4号機管理区域境界扉の未施錠が確認されました。当該扉は前日（7月5日）の火報発報に伴う運転員による緊急入域後、施錠する事を失念したものになります。 なお、当該扉がある部屋の入口扉（非管理区域側）は施錠されていました。未施錠期間に人の出入りは確認されませんでした。本件は当該扉が未施錠であったことを踏まえ、保安規定 第96条第4項（管理区域への出入管理）で定める「管理区域の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる」に抵触するものと本日（8月10日）判断しました。 本件につきましては「保安規定に関わる軽度な不適合事象」として、公表区分Ⅲにて公表予定です。 （8月12日公表済み 4号機運転員専用入退域室の扉（管理区域境界扉）の未施錠について） https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/press/pdf/2026/20260812p.pdf